

発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定実施要領

三重県木材組合連合会

第一 目的

本実施要領は、三重県木材組合連合会（以下「県木連」という）が平成24年9月24日に制定した「発電利用に供する木質バイオマスの証明に関する自主行動規範」で規定する「事業者認定実施要領」（以下「実施要領」という。）の内容を定めるものである。

第二 本実施要領に基づく認定の対象

林野庁が平成24年6月18日に公表した「発電利用に供する木質バイオマスの証明のためのガイドライン」（以下「発電用ガイドライン」という）に示された森林・林業・木材産業関係団体等の認定を得て事業者が行う証明方法により発電利用に供する木質バイオマスの証明を行おうとする事業者は、本実施要領に基づく認定を受けなければならない。

第三 発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請

- 1 本実施要領に基づく認定を受けようとする事業者は、別記1で定める「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」を県木連へ提出しなければならない。
- 2 発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定にかかる経費として1万円を徴収するものとする。
- 3 事業者認定書の有効期限の満了に伴う、更新手続きについては、前項の規定を準用する。

第四 審査及びその結果の通知及び研修

- 1 県木連は、本実施要領に基づく会員等の認定のため審査委員会を設け、その可否を決定するものとする。
ただし、継続の場合であって、前回と申請内容に変更がないときは、委員会の審査を省略し認定するものとする。
- 2 審査委員会は、提出された「発電利用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者認定申請書」の内容について、第五及び各ガイドラインの趣旨に基づき厳正に書類審査を実施し、認定の可否を決定する。必要がある場合は現地審査を実施する。
- 3 県木連は、審査結果を申請者に通知すると共に、認定者に各ガイドラインに関する研修を行った後、認定書を交付するものとする。
- 4 継続の場合、県木連は認定日までに研修を行い、受講者に認定書を交付するものとする。

第五 発電用に供する木質バイオマスの証明に係る事業者の認定要件

事業者が認定を受けるためには、次に掲げる要件をすべて満たさなければならない。

（分別管理）

- ① 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつそれ以外の木材・木材製品等（以下「その他の木材」という。）と分別して保管することが可能な場所を有していること。

- ② 入出荷、加工、保管の各段階において発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスが互いに、かつその他の木材と混在しないよう分別管理の方法が定められていること。

(帳票管理)

- ③ 発電用ガイドラインに基づき証明する間伐材等由来の木質バイオマス又は一般木質バイオマスの入出荷、在庫に関する情報が管理簿等により把握できること。
- ④ 関係書類（証明書を含む）を5年間保存すること。

(責任者の選任)

- ⑤ 本取組の責任者が1名以上選任されていること。

(反社会的勢力排除に関する誓約)

- ⑥ 反社会的勢力排除に関する誓約書を提出すること

第六 事業者認定書の交付及び公表

- 1 県木連は第4に掲げる審査により認定する事業者（以下「認定事業者」という。）に対して、別記2で定める「事業者認定書」を交付するとともに、認定事業者として登録し、その名称、代表者名、住所、団体認定番号、認定年月日を公表するものとする。
- 2 事業者認定書の有効期間は認定の日から2年を経過した後の3月31日とする。
- 3 事業者認定書の有効期間は継続の場合も2と同様とする。

第七 証明事項の記載

- 1 認定事業者は、発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスの出荷に当たって、納品書等に団体認定番号及び発電用ガイドラインに基づき証明する木質バイオマスであることを記載し、出荷先へ引き渡すものとする。
- 2 なお、別途証明書を作成する場合の様式は、別記3とする。

第八 取扱実績報告及び公表

- 1 認定事業者は、別記4で定める「発電用に供する木質バイオマスの証明された木材・木製品等の取扱実績報告」により、発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱等に係る前年度分の実績を毎年6月末までに、県木連へ報告する。
- 2 県木連は、認定会員からの報告を取りまとめ、その概要を公表する。

第九 立ち入り検査

県木連は、必要に応じて、認定事業者による発電用ガイドラインに基づき証明された木質バイオマスの取扱いが適正であるか否かを検査するものとし、認定事業者は、県木連から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど県木連に協力しなければならない。

第十 認定事業者の取り消し

- 1 県木連は、認定事業者が次のいずれかに該当するときは、認定を取り消すことができるものとする。また、悪質と考えられる場合は、事業者名等を県木連のホームページ等に公表するものとする。
 - ① 証明書の記載事項に虚偽があったとき。

- ② 認定会員から認定の取消申請があったとき。
- ③ 認定事業者が認定事業者の要件に適合しなくなったとき。
- ④ 反社会的勢力排除に関する誓約書に違反したとき。
- ⑤ その他、各ガイドラインに違反するなど悪質な行為をしたとき。

2 県木連は、認定を取り消したとき、別記 5 で定める「認定取消通知書」を当該認定事業者に送付するものとする。

附則 この実施要領は、平成 24 年 9 月 24 日から施行する。

附則 この実施要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附則 この実施要領は、令和 2 年 10 月 28 日から施行する。